

令和5年度の所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況について

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎、尿路感染、带状疱疹の疾病を発症したご利用者様に治療を行い、下記の条件を満たした場合に介護報酬で評価されることになりました。
当施設では、ホームページにて、「所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況」を毎年ご報告いたします。

令和5年度算定状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	人数				2	1		2						5
	日数				11	7		6						24
尿路感染症	人数	5	3	1	3	1		1	4	5	4	5	5	37
	日数	26	17	3	19	7		6	28	30	21	23	31	211
带状疱疹	人数													0
	日数													0
合計	人数	5	3	1	5	2	0	3	4	5	4	5	5	42
	日数	26	17	3	30	14	0	12	28	30	21	23	31	235

	延べ人数	延べ日数	治療内容	主な投薬状況
肺炎	5名	24日	酸素吸入 投薬	セフカペンピボキシル(300)、クラリスロマイシン(400)、アセトアミノフェン(200)、レボフロキサシン(500)
尿路感染症	37名	211日	投薬・点滴 導尿	レボフロキサシン(500)、アセトアミノフェン(200)、セフカペンピボキシル、カロナール座薬
带状疱疹	0名	0日		

算定要件

- ①対象となる入所者は、次のいずれかに該当する者であること。
肺炎・尿路感染症・带状疱疹の(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者に限る)
※入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定する。
※同一の入所者について1月に1回、連続する7日を限度として算定する。
※緊急時施設療養費を算定した日は算定しない。
- ②診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載すること。
- ③請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- ④当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表すること。